

# 社会福祉学医療保険講座が 始まりました

【報告：K. E&T. A 2015/1/17】

第37期最終講座「社会福祉学公的健康保険のしくみ」が、1月17日(土)開講しました。

国民皆保険制度発足から五十数年経った今でも、知らないことが多く新鮮でした。43名の受講生は大変熱心に、しかも質問も沢山でて活気ある講座となりました。

講師は前年に引き続き、石原罔美先生(社会保険労務士/いのちと健康を守る全国センター理事)でした。

冒頭、先生から前年の「年金」についての復習講義から始まりました。

また、「社会福祉は、得をするものではなく、損をしないことです」しっかり学習しましょうとのお言葉がありました。

## 医療保険制度の体系



\* 最近の医療保険改定事項(今年の国会の動きには、特に注視してください)

① 保険診療が、70歳に達する者から、段階的に2割負担となります

「法定2割負担の特例である1割負担」が廃止され、70歳に到達以降2割となる。但し、現在70歳に到達している者は、特例通り1割負担が継続される

## ②国民健康保険限度額認定証の更新について

平成27年1月より法改正により、高額療養費の適用区分が変更されます。それに伴い現在発行中の「国民健康保険限度額認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分も変更されます。

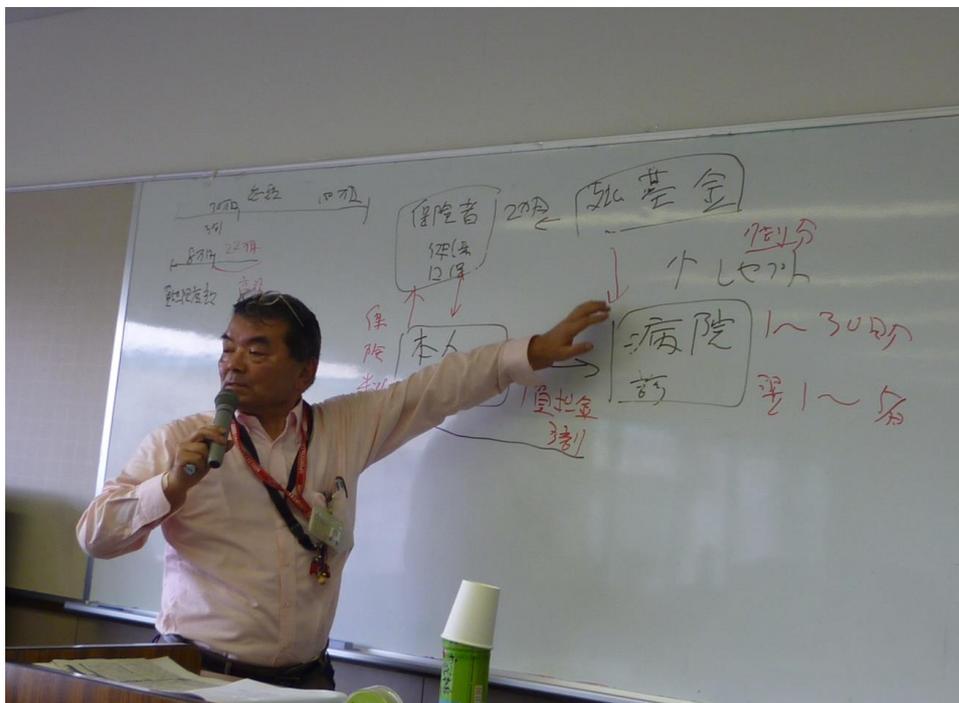
問合せ先⇒富士見市役所保険年金課健康保険係

## ③産前産後休業期間の保険料を免除(皆さんのお子さまに教えてあげてください)

次世代育成支援のため、産前産後休業者も育児休業と同様に保険料の免除が受けられることになりました。事業主からの届け出によるので、事業所の総務に申し出ることを忘れずに



【石原講師の熱弁ぶり】



【受講生の熱心な受講風景】

